

◎ご利用頂ける方

川崎市在住で原則として障害者手帳をお持ちの、18歳以上の方が対象です。

●標準利用期間は障害者総合支援法により以下の通りに定められています。

機能訓練 18か月（1年半）

生活訓練 24か月（2年）

●曜日ごとの定員制（20名）です。（月～金曜日）



◎ご利用料

①国や市で定められた一日当たりのサービス利用料

②昼食代

③その他材料費などの実費負担

（①②は減免される場合があります。）



◎お申込み

各地区の保健福祉センターか、れいんぼう川崎在宅支援室にご相談ください。見学や障害福祉サービス申請のご案内をいたします。

◎通所での一日

10:00～ 送迎または自力にて来所。バイタルチェック。

10:40～ 午前中の活動

12:00～ お昼休み。給食を提供させていただきます。

13:00～ 午後の活動

15:00 帰宅準備

15:30 終了。送迎または自力にて帰宅。



●火曜日のみ、終了が1時間早く、14時から帰宅準備、14時半終了です。

●送迎サービス（費用負担なし）も実施しています。（ただし送迎エリアは限定されます）



川崎市れいんぼう川崎 自立訓練事業のご案内

自立訓練事業って…？

障害をお持ちの方が生活を再構築（リハビリテーション）するお手伝いをします。一定の利用期間、通所していただきながら「利用終了後に」「どんな生活をしているか」をご一緒に考え、その実現に向けて支援します。

れいんぼう川崎 在宅支援室

〒216-0002

川崎市宮前区東有馬 5-8-10

TEL 044-888-8649

FAX 044-888-8849

e-mail rainbow-zaitaku@ams.odn.ne.jp

(社福) 川崎市社会福祉事業団



◎様々な活動

当所には、予め決められたプログラムはありません。

必要なプログラムは、利用者お一人お一人、別々だからです。何をやるかは来ていただいてから考えましょう。

生活支援員を中心に様々なプログラムを提供しますが、原則個別で提供します。

その狙いは…

もうできないと思っていた事が出来た、新しい楽しみを見つけた、新しい友人ができた、など生活の前向きな変化につながるきっかけをご一緒に探します。

そのきっかけを手掛かりに、外出・家事・健康管理・スケジュール管理など、新しい生活の要素となる技術を身に着けていただけるよう支援します。



◎その他の専門的アプローチ

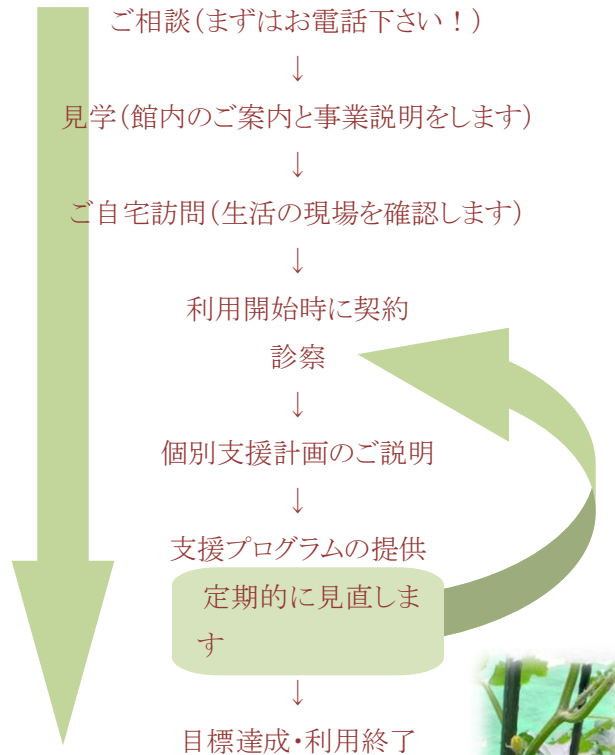
●リハビリテーション科の医師をはじめ、理学療法士、作業療法士、臨床心理士などによる専門的な機能評価をもとに支援をします。

●復職や就労を目指される方に対しては、就労のベースとなる生活の再構築をお手伝いするほか、作業能力等の基礎的な機能評価を実施します。

ご自身の「新しい物語」を語り直してみませんか。
「その日」まで、大切にしていた物語とは違ってしまっただけ、これからも元気で生きていくために、「新しい物語」が必要なのだと、私たちは考えています。



◎ご利用の流れ



◎ご利用の頻度

●週1回程度から始めて頂きます。その後の利用頻度は支援方針によりご相談しながら増える場合もあります。



◎例えば…

「仕事に復帰したい」「就労したい」

●就労の支援に関しては、当所ではなく「就労移行支援事業所」(別の事業所)が専門です。

●就労移行事業に進む準備をするのが、この場合の当事業の役割です。

●お仕事に必要な基礎体力、作業能力を見きわめます。また、通勤に必要な屋外移動の方法を検討するなど、お仕事の手前の生活基盤づくりをお手伝いします。



◎また例えば…

「身体機能を維持して生活したい」

●お仕事は退職されても、定期的に外出をする機会を持ち、社会とのかかわりを持つことは、機能の維持や向上のために有効であると当事業では考えています。

●障害があっても、生きがい、とも言えるような活動や社会の中での役割・居場所を見出し、定着できるようお手伝いします。